

地盤調査のご案内

住宅の品確法では、瑕疵担保期間 10 年間義務付けの対象となる瑕疵は、「基本構造部分」に限定されており、地盤は基本構造部分には含まれませんが、住宅の設計・施工を行う場合は、その前提として地盤の状況を適切に調査した上で調査結果に対応した基礎の設計・施工を行うべき義務があるものと解されています。

このため、地盤が軟弱な敷地でありながらそれを考慮しないで基礎の設計・施工を行ったために不同沈下等が生じた場合は、基礎の瑕疵として瑕疵担保期間 10 年間義務付けの対象となります。

当会では、迅速かつ安全・正確に調査を行い、診断結果をわかりやすい報告書にまとめてご報告致します。

また、「まもりすまい保険」とセットで利用できる地盤保証制度も当会において登録地盤会社(登録番号 10005822)として対応させていただきますので、ぜひご利用下さいます様ご案内申し上げます。尚、ご利用申し込みは下記事務局までご連絡下さい。

記

1. 調査方法 スクリューウエイト貫入試験(旧スウェーデン式サウンディング試験)

- ・調査箇所は 1 物件につき 4 ヶ所または 5 ヶ所(貫入深さは標準 8 m です)
- ・データ処理ソフトにて早くわかりやすく解析致します。
(住宅保証機構の基礎設計チェックシートより考察します)

2. 料 金 32,000 円(税別)

<申込み問合わせ先>

上越住宅建築事業協同組合

(まもりすまい保険上越取次所)

〒943-0825上越市東本町 2 - 2 - 1 7

TEL025-525-7300

FAX025-525-7747

mail:jyoyyukuken@yahoo.co.jp